

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令について

令和4年3月
農林水産省農産局

1 改正の背景

農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査では、目視により異物等の混入率、形質等を確認の上、等級を鑑定して品位についての検査を行うこととしていたが、令和3年5月の「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ」を踏まえ、米穀実需の多様化を受け、水稻うるち玄米の品位についての検査について、機械により容積重の測定値及び白未熟粒等の混入率を測定して行うこともできることとした（この鑑定方法の追加については、農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件の一部を改正する件（令和4年2月28日農林水産省告示第481号）で公布済み）。

2 改正の趣旨、主な内容

水稻うるち玄米の検査証明書の様式として、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第9号、別記様式第12号及び別記様式第14号が設けられているが、いずれも、証明する事項が「等級」とされているところ、上記の背景を踏まえ、これを「等級又は品位の測定結果」と改める等の改正を行う。

3 施行期日

令和4年3月30日

4 経過措置

この省令の施行後、直ちには新たな様式を入手・使用できない場合等も想定されることから、この省令による改正前の様式については、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができることとし、水稻うるち玄米については、様式中「等級」とあるのは、「等級又は品位の測定結果」と読み替えて、等級又は品位の測定結果を表示又は記載するものとする。

○農林水産省令第二十三号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十三条第一項の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

農林水産大臣 金子原二郎

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(検査証明の方法) 第十条 (略) 2 (略) 3 輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、かつ、当該包装又は票せんに、品位の測定結果を記載し、又は農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印若しくは別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。 一 四 (略) 4 前項の農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかわらず、法第二十一条第一項に規定する業務規程に定めるところにより、前項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに、次に掲げる事項を印刷その他の方法によりあらかじめ記載してすることができる。 一・二 (略) 三 等級又は品位の測定結果 四・五 (略) 5 7 (略) 第十条の二 (略) 2 検査証明用情報を付した検査証明書等については、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項(	(検査証明の方法) 第十条 (略) 2 (略) 3 輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、かつ、当該包装又は票せんに、農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。 一 四 (略) 4 前項の農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかわらず、法第二十一条第一項に規定する業務規程に定めるところにより、前項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに、次に掲げる事項を印刷その他の方法によりあらかじめ記載してすることができる。 一・二 (略) 三 等級 四・五 (略) 5 7 (略) 第十条の二 (略) 2 検査証明用情報を付した検査証明書等については、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項(

当該検査証明用情報により明らかにすることができるものに限る。 。の表示又は記載を省略することができる。 一 (略) 二 前項第二号に掲げる表示 等級又は品位の測定結果及び検査年月日	当該検査証明用情報により明らかにすることができるものに限る。 。の表示又は記載を省略することができる。 一 (略) 二 前項第二号に掲げる表示 等級及び検査年月日
--	---

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号（第十条関係）

第 号

検 査 証 明 書

検査請求者

住 所

氏名又は名称

1 検査年月日

令和 年 月 日

2 検査成績

前回の検査を行った 登録検査機関の名称	前回の検査 証明書番号	等級又は品位 の測定結果	量 目	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考

- 1 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 2 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 3 水稻うるち玄米については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規程」という。）第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(イ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(イ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。
- 4 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第五号（第十条関係）

第 号

検査証明書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日

令和 年 月 日

2 検査成績

種 類	生産年度	銘 柄	等級又は品位 の測定結果	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稲うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稲うるち玄米については、規程第一の二の三のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の三のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第九号（第十条関係）

検 査 証 明 書		
何 年 産	種 類	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄		
正味重量規格	何 kg	
等級又は品位の測定結果		何 登録検査機関 及び 検査年月日

検 査 請 求 者 記 載 欄

検査請求者	氏名又は名称	
住 所	都（道府県）	郡（市） 町（村）（字）
代 理 人	氏名又は名称	
住 所	都（道府県）	郡（市） 町（村）（字）
生 産 地	都（道府県）	
種 名	（	）

備考
1 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであつて、代理人による検査請求に係るものであるとき

- は、検査請求者の記載を省略することができる。
- 2 もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
 - 3 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
 - 4 記載事項中等級又は品位の測定結果及び検査年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
 - 5 この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。
 - 6 水稲うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとする。
 - 7 水稲うるち玄米については、規程第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。
 - 8 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第十二号を次のように改める。

別記様式第十二号（第十条関係）

期 間 経 過 米 検 査 証 明 書 左記の事項を証明する。	
正味重量規格 何 kg	等級又は品位の 測定結果
何 登録検査機関 及び 検査年月日	

検 査 請 求 者 記 載 欄

検査請求者	氏名又は名称
住 所	都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
代 理 人	氏名又は名称
住 所	都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）

備考 別記様式第 9 号の備考 3 から 8 までと同様とする。

別記様式第十四号を次のように改める。

別記様式第十四号（第十条関係）

第 号

検査証明書
検査請求者
住 所

氏名又は名称

- 1 検査年月日
令和 年 月 日
- 2 検査成績

種 類	生産年度	銘 柄	包装の種類	等級又は品位 の測定結果	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稻うるち玄米については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稻うるち玄米について、規程第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年三月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第九号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号の様式については、この省令による改正後の農産物検査法施行規則別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第九号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、水稻うるち玄米については、これらの様式中「等級」とあるのは、「等級又は品位の測定結果」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、水稻うるち玄米については、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）第一の二の（三）のハの（イ）に基づき鑑定を行った場合は、前項に規定する様式中「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載し、又は等級証印を押すものとし、農産物規格規程第一の二の（三）のハの（ロ）に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に農産物規格規程第一の二の（三）の

ハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。